

「医科診療所向け電子カルテ及びレセプトコンピュータ標準仕様書（基本要件（案）」及び「中小病院向け電子カルテ及びレセプトコンピュータ標準仕様書（基本要件）（案）」について（概要）

厚生労働省医政局参事官(医療情報担当)付医療情報室
厚生労働省保険局保険課
デジタル庁国民向けサービスグループ

1. 策定の趣旨

- 令和4年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2022を踏まえ、国は同年10月に医療DX推進本部を設置し、国民の更なる健康増進、切れ目なく質の高い医療の効率的な提供等を目的として、関連する仕組みの整備を推進してきた。令和5年6月には、同本部において「医療DXの推進に関する工程表」を決定し、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「診療報酬改定DX」をはじめとする各種取組を進めている。
- 電子カルテ情報の標準化等については、令和7年7月に開催した第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チームにおいて、医科診療所向けに、①電子カルテ情報共有サービス及び電子処方箋への対応、②ガバメントクラウド対応が可能となるマルチテナント方式（いわゆるSaaS（Software as a Service）型）のクラウド型サービス、③関係システムへの標準APIの搭載、④データ引き継ぎが可能な互換性の確保等といった要件を参考に、電子カルテの標準仕様（基本要件）を策定する方針を示した。また、病院向けの標準仕様に関しては、令和7年1月に開催した第6回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チームにおいて、病院の情報システムの刷新に関する方針として、「現在のオンプレミス型のシステムを刷新し、電子カルテ/レセプトコンピュータ/部門システムを一体的に、モダン技術を活用したクラウド型システムに移行する」こととし、「令和12（2030）年までのできる限り早い時期に、希望する病院が導入できる環境を整備する」との目標を定めるとともに、国がシステムの標準仕様を作成することを示したところである。
- また、レセプトコンピュータの標準仕様を作成することについては、令和7年7月に開催した第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チームにおいて、診療報酬改定DX対応方針として示したところである。
- こうした状況を踏まえ、医科診療所向け及び中小病院向けそれぞれについて、電子カルテ及びレセプトコンピュータに係る標準仕様（基本要件）を策定することとしたものである。

2. 概要

- 「医科診療所向け電子カルテ及びレセプトコンピュータ標準仕様書（基本要件）（案）」は、無床の医科診療所を対象とした電子カルテ及びレセプトコンピュータについて、標準仕様（基本要件）を定めるものである。
- 「中小病院向け電子カルテ及びレセプトコンピュータ標準仕様書（基本要件）（案）」は、中小規模の病院を対象とした電子カルテ及びレセプトコンピュータについて、標準仕様（基本要件）を定めるものである。
- 事業者が開発し販売する電子カルテやレセプトコンピュータが、これらの標準仕様（基本要件）に準拠している旨を標榜するためには、「遵守」類型に該当する項目に示された全ての内容に適合している必要がある。
- なお、これらの標準仕様（基本要件）は、国が標準的な仕様として一定の水準を示すものであり、これらの標準仕様（基本要件）に準拠しない製品の流通を妨げるものではない。

3. 公表予定

公表予定日 : 令和8年3月下旬（予定）